

鹿児島県の死亡野鳥における A型鳥インフルエンザウイルス簡易検査陽性について

令和3年12月10日（金）

<鹿児島県同時発表>

鹿児島県出水市で令和3年12月10日（金）にオナガガモ1羽の死亡個体が回収され、簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。

なお、今回の死亡野鳥の回収地点は、令和3年11月11日（木）、11月29日（月）及び12月6日（月）に高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された環境試料（水）の採取地点と同一となります。

1. 経緯

- 12月10日（金）
- ・ 鹿児島県出水市でオナガガモ1羽の死亡個体を回収
 - ・ 簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認

- ※ A型鳥インフルエンザウイルスが家きんに対して高病原性を示すようになったものが高病原性鳥インフルエンザウイルスです。
- ※ 現時点では、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、鹿児島大学において高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査等を実施予定であり、検査結果の判明まで数日程度かかる見込みです。

2. 今後の対応

- ・ 今回の死亡野鳥の回収地点は、令和3年11月11日（木）以降の発生を受けて指定済みの野鳥監視重点区域と重なっており、鹿児島県と調整の上、引き続き野鳥の監視を継続します。
- ・ 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室 代 表 03-3581-3351 直 通 03-5521-8285 室 長 東岡 礼治 (内線 6470) 室長補佐 村上 靖典 (内線 6675) 係 長 庄司 亜香音 (内線 6473) 担 当 安藤 滉一 (内線 6478)
--